



一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と家庭生活との両立を支援するために、働きやすい職場環境の整備を図るとともに、女性職員が更に活躍できる環境を整える。

1 計画期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間

2 内容

(目標1)

所定外労働を前年比5%減少させるため、必要な取り組みを引き続きすすめる。

〈対策〉

- ・ノー残業デー(毎週金曜日)の周知徹底を図り、終業時刻15分後に、サーバーコンピューターシャットダウン。(法人内の全てのクライアント)
- ・ITシステムの導入により現場職員の記録作業の軽減を図り、所定外労働を減少させる。

(目標2)

年次有給休暇の計画的取得と新たな休暇制度の継続実施により、家庭生活の充実を引き続き図る。

〈対策〉

- ・年5日以上の子次有給休暇を計画的に取得する。
- ・特別な日を、家族等にゆっくり祝ってもらう為、バースデー休暇について継続実施する。
(公休日が月9日の職員が対象)

(目標3)

育児休業復職後の円滑な業務復帰を引き続き図る。

〈対策〉

- ・仕事と家庭生活の両立が図れるよう、配置部署、担当勤務を勘案する。

(目標4)

子供が生まれる際の父親の休暇取得を促進し、男性職員の育児休業への関心を引き続き高める。

〈対策〉

- ・育児休業制度の周知や情報提供等を行なう。

(目標5)

職員の身体的負担の軽減、男女の身体能力の格差是正を図る。

〈対策〉

- ・介護機器及びロボットの導入。